

日本レジャー・レクリエーション学会賞規程

平成 19 年 12 月 2 日制定

(目的)

第 1 条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本賞」という。）は、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として日本レジャー・レクリエーション学会賞を設ける。

(日本レジャー・レクリエーション学会賞)

第 2 条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本賞」という。）は、次の 4 賞を設ける。

- (1) 学会賞
- (2) 研究奨励賞 - 論文部門、発表部門 -
- (3) 支援実践奨励賞
- (4) 貢献賞

(学会賞)

第 3 条 「学会賞」は、正会員によって前年度（審査確定年度）に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものに対して授与することができる。

(研究奨励賞 - 論文部門、発表部門 -)

第 4 条 「研究奨励賞 - 論文部門、発表部門 -」は、正会員の大学院生および大学等の研究生等を対象として、その前年度（審査該当年度）に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」の論文の中から「研究奨励賞 - 論文部門 -」を、また、学会大会において発表された一般研究発表（口頭、ポスター）の中から「研究奨励賞 - 発表部門 -」を授与することができる。

(支援実践奨励賞)

第 5 条 「支援実践奨励賞」は、正会員の優れたレジャー・レクリエーション支援実践に対して授与することができる。

(貢献賞)

第 6 条 「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与することができる。

(表彰)

第 7 条 「学会賞」「研究奨励賞 - 論文部門、発表部門 -」「支援実践奨励賞」「貢献賞」の各賞は学会大会において賞状を授与する。

(選考)

第 8 条 「学会賞」「研究奨励賞 - 論文部門、発表部門 -」「支援実践奨励賞」については、選考委員会において審議、決定し、理事会の議を経て総会に報告する。また「貢献賞」については理事会において審議、決定し、総会に報告する。

(選考委員会)

第9条 選考委員会の構成、委員選考の方法は別に定める。

(規程の改廃等)

第10条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

**「レジャー・レクリエーション研究」
投稿募集**

**研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。**

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

投稿は、常時受け付けておりますが、審査を要するジャンルの原稿の場合には審査期間、発刊時期等を見計らって、投稿してください。積極的な投稿をお待ちしております。

投稿論文送付先

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1
東海大学 観光学部 観光学科
(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)
田中 伸彦 宛

TEL：0463-58-1211 内3955 FAX：0463-50-2536